

報道関係者 各位

平成 26 年 3 月 27 日

【紹介先】

高知労働局総務部企画室

企画室長 掛水 敏光

企画室長補佐 濱田 浩介

電 話 088-885-6028

平成26年度 高知労働局行政運営方針を策定

－ すべての人が能力を発揮し 安心して働くことができる社会の実現をめざして －

高知労働局（局長 櫻井 恵治）は、「平成 26 年度高知労働局行政運営方針」を策定しました。

平成 26 年度においては、以下の重点対策について地域のニーズを踏まえた効果的・効率的な行政運営に取り組んでまいります。

記

平成 25 年度後期から有効求人倍率が 0.7 倍台後半で推移しており、雇用情勢は改善の動きがみられるものの正社員求人が 0.4 倍台であるなど依然として厳しい雇用情勢であることから、第一に雇用対策として、① 雇用の場の確保、② 若年者雇用対策の推進、③ 障害者雇用対策等の推進を図る。第二として、労働災害の防止、特に、重篤な災害発生が懸念される製造業、建設業、林業等の労働災害防止への対応を図る。第三として、男女がともに、働きながら、家事や育児・介護などを両立できる環境を整備することを重点として以下の項目について取り組みます。

1 「全員参加の社会」の実現に向けた雇用改革・人材力の強化

(1) 現下の雇用情勢

高知県の有効求人倍率は、平成 25 年は 0.6 倍台から改善の動きが続き、12 月には過去最高の 0.79 倍となった。一方、正社員の有効求人倍率は 0.4 倍台であるなど依然として厳しい状況にある。

(2) 雇用の場の確保の推進

求人絶対数が不足していることや正社員求人の確保に取り組む。また、県や産業支援団体の把握した求人情報を基に、効果的な求人開拓と求人の確保を図るため、高知労働局、高知県、高知県産業振興センター、高知県商工会議所連合会、高知県商工会連合会、高知県中小企業団体中央会、高知県社会福祉協議会の 7 者が「求人の拡大に関する協定」を締結し、相互の連携強化を図ることとする。

一方、介護福祉分野等の求人が伸びている中、未充足となる求人も少なくない状況にあることから、求人充足に向けた取り組みを推進する。

(3) 若年者雇用対策の推進

① 新規学卒者

- ・新規学卒者の就職環境は改善しているが、「就職をあきらめさせない」ため、関係機関とも緊密に連携しながらひとりでも多くの就職の実現を目指す。
- ・「高知労働局新卒者就職応援本部」を中心に関係機関が連携し、新卒者、既卒者支援を実施する。
- ・事業主団体を通じた採用枠拡大を要請する。また、応募機会の確保のため就職面接会を積極的に開催する。

- ・学卒ジョブサポーターを配置し、未内定者、未就職卒業者に対して担当者制による個別支援や大学への出張相談などの就職支援を実施する。

- ・若者の採用・育成に積極的な中小企業に「若者応援企業」宣言していただく事業を推進し、若者と中小企業のマッチングを支援する。

② フリーター等の正規雇用化の促進

「わかものハローワーク」を「ハローワークジョブセンターはりまや」に設置し、担当者制の個別支援を実施する。また、トライアル雇用奨励金や職業訓練の活用等により、フリーター等の正規雇用化に向けた一層の取り組みの推進を図る。

(4) 高齢者の就労促進等を通じた生涯現役社会の実現

高齢者雇用安定法に基づき、高齢者雇用確保措置未実施等の事業主に対して助言・指導を実施し、雇用確保措置の確実な履行を図る。

(5) 障害者雇用対策の推進

- ・法定雇用率未達成企業には、事業所訪問のみならず、事業主向けセミナーや会合等の機会をとらえ積極的な指導を実施し、雇用率及び達成企業割合の向上を図る。
- ・雇用・福祉・教育の連携による就労支援に取り組む。

(6) 地域の創意工夫を活かした雇用創造の推進

自発的な雇用創造に取り組む市町村に対し、実践型地域雇用創造事業の事業構想や実施に当たっての助言・指導を行い、地域の雇用創造を支援する。

(7) 成長分野などでの雇用創出、人材育成の支援

関係機関とも連携しながら介護・医療・保育職種の人材確保に向けた支援に取り組む。

(8) 地方自治体との連携による就職支援

「ハローワークジョブセンターはりまや」、「ジョブカフェこうち（併設ハローワーク含む）」において、高知県の雇用対策と連携した一体的実施事業による就職支援を実施する。

2 雇用のセーフティネットとしての職業能力開発の推進

訓練計画に基づき設定された公共職業訓練、求職者支援訓練に対して、ハローワークにおいて求職者に応じた受講あっせんを行うとともに、訓練中・訓練後の一貫した就職支援を実施する。

3 働く人の安全・安心の確保

(1) 労働条件の確保・改善

労働基準監督署は、労働基準法などの関係法令等を周知徹底し、労働者の労働条件や安全衛生の確保改善を図るため、事業場に対する監督指導を行っているが、法定労働時間を超えた労働、割増賃金の不払い、労働災害防止のための措置を講じていないなどの労働基準関係法令違反が約7割の事業場で認められることから、問題を有する業種や事業場に対して監督指導を実施し、法違反を確実に改善させるとともに、遵法状況の定着を図ることとする。

(2) 労働者の安全と健康の確保

平成25年の全産業における休業4日以上死傷者数は、前年と比べて80人減少している。しかしながら、死亡者数は、平成18年以降増減を繰り返しており、前年比2人減の12人となったものの大幅な減少には至っていない。

この現状を踏まえ、重篤な災害発生が懸念される製造業、建設業、林業を重点業種として、労働災

害の着実な減少に向けた取組を行うとともに、化学物質等に関する健康障害防止対策も着実に図ることとする。

(3) 最低賃金制度の適正な運営

最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者の労働条件の下支えとして重要であり、引き続き、制度の周知とその履行確保を図るとともに、賃金引上げの環境整備のため中小企業への支援事業の普及を図ることとする。

4 男女とも働きやすい雇用環境の確保

労働者が性別により差別されることなく、就業継続ができ、多様な働き方に応じた均等・均衡待遇が確保されることを目指し、特に以下の施策に重点を置いて取り組む。

(1) 継続就業できる両立支援対策の支援

少子・高齢化が急速に進む中、継続就業を希望する労働者の職場環境を整備する必要があることから、

- ① 事業主が「子育てサポート企業」となる認定を目指した取組を進めるよう事業所訪問等による支援を行う。
- ② 中小企業への育児・介護休業法に基づく制度内容の定着と法の履行確保を図る。
- ③ 仕事と家庭の両立を容易にするための雇用環境整備について助言を行うとともに、両立支援助成金の活用により事業主を支援する。

(2) 女性の活躍促進及び男女機会均等の確保

依然として大きな男女間格差があるため、意欲ある女性が活躍できる環境を整備し、経済を活性化させる必要があることから、

- ① 「女性の活躍促進フォーラム in 高知」の講演録及びDVDを活用し、事業主、人事労務担当者、労働者、学生等幅広い層を対象に女性の活躍促進の必要性を広く周知する。
- ② 改正男女雇用機会均等法施行規則等の周知徹底と履行確保を図る。
- ③ 事業主に対して、女性の活躍促進に向けた情報開示（「見える化」）を進めるよう積極的な働きかけを行うとともに、新設される助成金の活用により事業主を支援する。

(3) パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等対策

男女のパートタイム労働者が増加傾向にあることから、パートタイム労働者の雇用管理の改善等を図るため、

- ① パートタイム労働法の更なる周知徹底と履行確保を図る。
- ② 均等・均衡待遇及び職務分析・職務評価に取り組む事業主へ事業所訪問やキャリアアップ助成金の活用による支援等を行う。